公益財団法人世田谷区保健センター財務規程施行規則

昭 和 54 年 4 月 1 日
財 世 保 規 則 第 1 号

（目的）

第１条　この規則は、公益財団法人世田谷区保健センター財務規程（昭和 54 年 3 月 28 日財世保規程第２号。以下「財務規程」という。）に規定する経理事務の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（勘定科目）

第２条　財務規程第 11 条に規定する勘定科目の区分は、公益法人会計における２０年基準に準拠するものとし、別記第１号のとおりとする。

一部改正〔平成 22 年規則 6 号〕

（会計帳簿）

第３条　財務規程第 13 条第２項に規定する補助簿のうち、現金出納帳及び預金出納帳は、同一様式とする。

（予算実施の時期）

第４条　収入支出予算の実施として整理する時期は、当該予算の区分に応じて、収入予算にあっては計上した収入金について徴収すべき金額が確定したときとし、支出予算（現金の支払を伴わない支出を除く。）にあっては計上した支出金について支出の原因となる債務が確定したときとする。

（収入金として扱う小切手等）

第５条　財務規程第 27 条による理事長の認める小切手等は、次に定めるもので、収入金額を超えないものとする。

(1)　持参人払式の小切手又は理事長を受取人とする小切手で東京手形交換所の交換参加地域を支払地とし、かつ振出日から起算して８日を経過していないもの

(2)　理事長を受取人とする郵便振替払出証書又は持参人払式の郵便為替証書若しくは、理事長を受取人とする郵便為替証書で、発行の日から起算して 55 日を経過していないもの

（前渡金の管理、清算）

第６条　資金の前渡を受けた者（以下「前渡受者」という。）は、債権者から支払の請求を受けたときは、財務規程第 28 条に規定する手続きに準じて調査を行い、その支払いをしなければならない。

２　財務規程第 32 条第２項に規定する清算報告は、前渡受者がその用件終了又は、支払期間経過後５日以内に行うものとする。この場合財務規程第 31 条に規定する領収書又は、前渡受者の支

払証明書その他支払を確認できる書類を添付した支出伝票を作成して行うものとする。

3　前渡受者は、前渡金の清算に伴い、残金を生じたときは、振替伝票を作成し、その現金を直ちに返納しなければならない。ただし、支払期間を定めて前渡した資金の清算残金については、次回に繰り越しをすることができる。

一部改正〔平成 22 年規則 6 号〕

（たな卸資産取扱担当者の指定）

第 7 条　財務規程第 36 条に規定するたな卸資産取扱担当者は、財団運営係長とする。

一部改正〔平成 4 年規則 5 号・令和 6 年規則 3 号〕

（指名競争入札による契約の締結）

第 8 条　財務規程第 57 条の規定による指名競争入札により契約を締結しようとするときは、契約の目的に応じ第 11 条に規定する予定価格の制限の範囲内で最高又は、最低の価格をもって入札した者（以下「落札者」という。）を契約の相手方とするものとする。

（入札参加者の資格及び指名）

第 9 条　財務規程第 58 条の規定により入札参加者を指名するときは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条及び同令第 167 条の 11 第 2 項に基づき世田谷区が行う公示に示された資格を有する者又はこれと同等の資格があると認められる者の中からなるべく 4 人以上の者に対してこれを行うものとする。

一部改正〔平成 22 年規則 6 号〕

2　前項の場合においては、入札の場所、日時、その他必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

（開札及び再入札）

第 10 条　指名競争入札の開札は、入札の場所において入札の終了後入札の参加者を立ち合わせて直ちに行わなければならない。

2　前項により開札を行った結果落札者があるときは、その者の氏名及び金額を、落札者がないときは、その旨を開札に立合った入札の参加者に知らせなければならない。

3　第 1 項の規定により開札を行った結果落札者がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

4　前 3 項に規定する開札及び再入札の経過は、これを入札経過調書として作成し、当該入札に係るその他の書類とともに保存するものとする。

（予定価格）

第 11 条　指名競争入札により契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約の目的となる物件又は、役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行の期間の長

短等を考慮のうえ仕様書等によってその価格を予定するものとする。

2　前項により予定した価格（以下「予定価格」という。）は、これを予定価格調書として封書にし、開札の際開札の場所に置くものとする。

3　第１項の規定は、随意契約により契約を締結する場合に準用する。

（入札の無効）

第 12 条　指名競争入札を行った場合において入札した者の入札が次の各号の一に該当するときは当該入札を無効とする。

(1)　第９条に規定する入札に参加する資格のない者のした入札

(2)　入札書の記載事項が不明なもの又は、入札者の記名若しくは、押印のないもの

(3)　同一事項の入札において２通以上入札書を提出した者の入札で、その前後を判別できないもの又はその後発のもの

(4)　他人の代理を兼ね又は２人以上の代理をした者に係る入札

(5)　前各号に規定するもののほか、特に指定した事項に違反したもの

2　前項により入札を無効とする場合においては、開札に立ち合った入札者に対し、その面前で理由を明示して当該入札が無効である旨を知らせるものとする。

（検査の方法及び時期）

第 13 条　財務規程第 62 条第１項の規定による検査は、契約書、仕様書及びその他関係書類に基づいて行わなければならない。

2　財務規程第 62 条第２項に規定する検査を行う職員は、財団運営係長とする。

一部改正〔平成 4 年規則第 5 号・令和 6 年規則 3 号〕

3　前項に規定する検査を行う職員は、契約が次の各号の一に該当することとなった場合は、すみやかに第１項の検査を行うものとする。

(1)　契約の相手から給付の完了の届出があったとき

(2)　契約を解除しようとする場合において検査をする必要があると認めるとき

(3)　前各号のほか、中間検査をする必要があると認めるとき

（会計伝票等の様式）

第 14 条　次の各号に掲げる書類の様式は、それぞれ右欄に定めるところに準ずるものとする。

(1)	財務規程第 12 条に規定する収入伝票	別記第２号
(2)	同　支出伝票	同　３号
(3)	同　振替伝票	同　４号
(4)	財務規程第 13 条に規定する仕訳帳	同　５号
(5)	同　総勘定元帳	同　６号

(6)　　同　現金出納帳　　別記第７号

(7)　財務規程第 13 条に規定する預金出納帳　　同　８号

(8)　　同　固定資産台帳　　同　９号

(9)　　同　基本財産台帳　　同　10 号

(10) 財務規程第 27 条第２項に規定する領収書　　同　11 号

(13) 財務規程第 60 条に規定する契約書　　同　12 号

(14)　同　物品供給契約書　　同　13 号

(15) 財務規程第 61 条に規定する請書　　同　14 号

(16) 財務規程第 65 条に規定する残高試算表　　同　15 号

(17) 財務規程第 66 条に規定する決算報告書　　同　16 号

(18)　同　正味財産増減計算書　　同　17 号

(19)　同　貸借対照表　　同　18 号

(20)　同　財産目録　　同　19 号

一部改正〔平成 22 年規則 6 号・28 年度 4 号・令和元年度 2 号・令和 6 年度規則 3 号〕

（電子取引データの保管）

第 15 条　電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引を行った場合において、取引情報の保管等必要事項については別に定める。

追加〔令和 3 年度規則 1 号〕

付　則

この規則は、昭和５４年４月１日から施行する。

付　則（平成元年７月１２日規則第３号）

この規則は、平成元年７月１２日から施行し、平成元年４月１日より適用する。

附　則（平成４年７月１５日規則第６号）

この規則は、平成４年７月１５日から施行し、平成４年４月１日から適用する。

附　則（平成２２年１２月１日規則第６号）

この規則は、平成２２年１２月１５日から施行し、平成２２年４月１日から適用する。

附　則（平成２３年１０月１４日規則第６号）

この規則は、平成２３年１０月２１日から施行する。

附　則（平成２９年２月２７日規則第４号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（令和２年２月３日規則第２号）

この規則は令和２年２月３日から施行し、別記第２号･3 号･4 号･6 号･17 号･19 号･20 号は平成31 年４月１日から適用、別記第１号･11 号･14 号･15 号･16 号は令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年１２月 28 日規則第７号）

この規則は令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和７年３月３日規則第３号）

この規則は令和７年３月３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

財務規程施行規則　別記第１号

１　貸借対照表及び財産目録に係る勘定科目

大科目		中科目		小科目　〔節・細〕	
0001	流動資産	01	現預金	01	現金　〔－01 釣銭〕 〔－03 現金〕 〔－05 小口現金〕
				03	普通預金
		03	未収金	01	未収金
				03	未収消費税
				05	未収法人税等
		05	貯蔵品	01	医薬品（貯蔵品）
				03	その他の貯蔵品
		07	有価証券	00	－
		09	売掛金	00	－
		11	前払金	00	－
		13	未収収益	00	－
		15	仮払金	00	－
		16	その他の仮払金	00	－
		17	立替金	01	立替金
		19	内部会計勘定	01	法人会計勘定
				03	公益１会計勘定
				05	収益１会計勘定
			その他流動資産		－
0003	固定資産	01	基本財産	01	（基）定期預金
				03	（基）普通預金
				05	（基）投資有価証券
		03	特定資産	01	退職給付積立資産
				03	事故対策積立預金
				05	経営安定積立金
				07	事業推進積立金
				09	特定費用準備資金
		05	その他の固定資産	01	（他）定期預金
				03	（他）投資有価証券
				05	構築物　〔－0101 構築物〕 〔－0199 構築物減価償却累計額〕
				07	什器備品　〔－0101 什器備品〕 〔－0199 什器備品減価償却累計額〕
				09	ソフトウェア　〔－0101 ソフトウェア〕 〔－0199 ソフトウェア減価償却累計額〕
				11	その他の固定資産〔－0101その他の固定資産〕 〔－0199その他の固定資産減価償却累計額〕
				13	リース資産　〔－XX01○○○〕 〔－XX99○○○減価償却累計額〕
				15	出捐金
			長期未収金		公益目的事業会計長期未収金
					収益事業等会計長期未収金

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
					法人会計長期未収金
0005	流動負債	01	未払金	01	未払金
				03	未払消費税
				05	未払法人税
		03	預り金	01	税・保険料預り金
				03	区返還金（補助金）預り金
				19	その他預り金
				51	健康増進預り金
				53	胃がん検診預り金（エックス線）
				54	乳がん検診預り金
				55	大腸がん検診預り金
				57	胃がん検診預り金（内視鏡）
				65	運動指導室貸出預り金
		04	賞与引当金	00	－
		05	仮受金	00	－
		07	前受金	00	－
		09	リース債務	00	－
		11	内部会計勘定	01	法人会計勘定
				03	公益１会計勘定
				05	収益１会計勘定
			その他流動負債		－
0007	固定負債	01	退職給付引当金	01	職員退職金引当金
		03	長期リース債務	00	－
		05	その他固定負債		
			長期未払金		公益目的事業会計長期未払金
					収益事業等長期未払金
					法人会計長期未払金
0009	指定正味財産	07	保健センター補助金	00	－
		11	出捐金	00	－
		13	寄付金	00	－
		91	（うち基本財産への充当額）	00	－
		93	（うち特定財産への充当額）	00	－
0011	一般正味財産	01	一般正味財産	00	－
		91	（うち基本財産への充当額）	00	－
		93	（うち特定財産への充当額）	00	－

2　収支予算書（損益ベース）及び正味財産増減計算書に係る勘定科目

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
5101	基本財産運用益	01	基本財産運用益	01	基本財産受取利息
5103	特定資産運用益	01	特定資産運用益	01	特定資産受取利息
5109	事業収益	01	保健センター管理受託収益	01	管理受託収益
				03	事業受託収益
		05	健康教育事業収益	01	健康教育指導料収益
				03	特定保健指導料収益
		07	保険診療等事業収益	01	保険診療事業収益
				03	自費診療事業収益

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
		09	検体検査事業収益	01	検体検査事業収益
		11	料金規程等検査事業収益	01	料金規程等事業収益
		13	技術提供事業収益	01	技術提供事業収益
		15	雑収益	01	雑収益
5111	受取補助金等	01	受取補助金	01	団体運営助成
				03	事業補助金担当分
		05	受取助成金	01	保健センター受取助成金
		91	受取補助金等振替額	00	－
5113	受取寄付金	01	受取寄付金	01	受取寄付金
		91	受取寄付金等振替額	00	－
5115	受取負担金	01	受取負担金	01	共同事業体負担金
5117	雑収益	01	雑収益	01	雑収益
5201	事業費	01	報酬	01	役員報酬
				03	報酬
		03	給料等	01	給与手当等
				02	賞与引当金繰入額
				03	臨時雇賃金
		05	退職給付費用	01	退職給付費用
		07	福利厚生費	01	法定福利費
				03	福利厚生費
		09	諸謝金	01	諸謝金
		11	旅費交通費	01	旅費交通費
		15	需用費	01	光熱水費
				03	燃料費
				05	消耗品費
				07	会議費
				09	修繕費
				11	新聞図書費
				13	印刷製本費
		17	役務費	01	通信運搬費
				03	手数料
				05	広告宣伝費
				07	保険料
				09	清掃料
		19	委託料	01	委託料
		21	使用料及賃借料	01	使用料
				03	賃借料
		23	支払負担金	01	支払負担金
		25	減価償却費	01	減価償却費
		27	租税公課費	01	租税公課費
		91	雑費	01	雑費
5203	管理費	01	報酬	01	役員報酬
				03	報酬
		03	給料等	01	給与手当
				02	賞与引当金繰入額
				03	臨時雇賃金
		05	退職給付費用	01	退職給付費用

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
		07	福利厚生費	01	法定福利費
				03	福利厚生費
		09	諸謝金	01	諸謝金
		11	旅費交通費	01	旅費交通費
		13	交際費	01	交際費
		15	需用費	01	光熱水費
				03	燃料費
				05	消耗品費
				07	会議費
				09	修繕費
				11	新聞図書費
				13	印刷製本費
		17	役務費	01	通信運搬費
				03	手数料
				05	広告宣伝費
				07	保険料
				09	清掃料
		19	委託料	01	委託料
		21	使用料及賃借料	01	使用料
				03	賃借料
		23	支払負担金	05	支払負担金
		25	減価償却費	01	減価償却費
		27	租税公課費	01	租税公課費
		29	見舞金	01	見舞金
		91	雑費	01	雑費
5205	寄付金	01	寄付金	01	寄付金
5211	その他の費用	01	その他の費用	01	その他の費用
5251	基本財産評価損益等	01	基本財産評価損益等	00	－
5253	特定資産評価損益等	01	特定資産評価損益等	00	－
5255	投資有価証券評価損益等	01	投資有価証券評価損益等	00	－
6105	固定資産売却益	01	固定資産売却益	05	構築物売却益
				07	什器備品売却益
				09	ソフトウェア売却益
				11	その他の固定資産売却益
6205	固定資産売却損	01	固定資産売却損	05	構築物売却損
				07	什器備品売却損
				09	ソフトウェア売却損
				11	その他の固定資産売却損
6209	固定資産減損損失	01	固定資産減損損失	05	構築物減損損失
				07	什器備品減損損失
				09	ソフトウェア減損損失
				11	その他の固定資産減損損失
6211	災害損失	01	災害損失	00	－
6251	他会計振替額	91	他会計振替額	91	公益会計振替額
				93	その他の振替額
6271	法人税、住民税及び事業税	01	法人税、住民税及び事業税	01	法人税、住民税及び事業税
6291	一般正味財産期首残高	01	一般正味財産期首残高	00	－

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
7281	一般正味財産への振替額	01	一般正味財産への振替額	00	－
7291	指定正味財産期首残高	01	指定正味財産期首残高	00	－

3　収支予算書（資金ベース）及び収支計算書に係る勘定科目

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
1101	基本財産運用収入	01	基本財産利息収入	01	基本財産利息収入
1103	特定資産運用収入	01	特定資産利息収入	01	特定資産利息収入
1109	事業収入	01	保健センター管理受託収入	01	管理受託収入
				03	事業受託収入
		05	健康教育事業収入	01	健康教育指導料収入
				03	特定保健指導料収入
		07	保険診療等事業収入	01	保険診療収入
				03	自費診療収入
		09	検体検査事業収入	01	検体検査収入
		11	料金規程等事業収入	01	料金規程収入
		15	技術提供事業収入	01	その他の技術提供事業収入
		13	雑収入	01	雑収入
1111	補助金収入	01	補助金収入	01	団体運営助成
				03	事業補助金担当分
		05	助成金収入	01	保健センター助成金収入
		91	補助金収入等振替額	00	－
1113	寄付金収入	01	寄付金収入	01	寄付金収入
		91	受取寄付金等振替額	00	－
1115	負担金収入	01	負担金収入	01	共同事業体負担金
1117	雑収入	01	雑収入	01	雑収入
1191	他会計からの繰入金収入	91	他会計からの繰入金収入	91	他会計からの繰入金収入
				93	その他の繰入収入
1201	事業費支出	01	報酬支出	01	役員報酬支出
				03	報酬支出
		03	給料等支出	01	給与手当等支出
				02	賞与引当金繰入支出
				03	臨時雇賃金支出
		05	退職給付支出	01	退職給付支出
		07	福利厚生費支出	01	法定福利費支出
				03	福利厚生費支出
		09	諸謝金支出	01	諸謝金支出
		11	旅費交通費支出	01	旅費交通費支出
		15	需用費支出	01	光熱水費支出
				03	燃料費支出
				05	消耗品費支出
				07	会議費支出
				09	修繕費支出
				11	新聞図書費支出
				13	印刷製本費支出
		17	役務費支出	01	通信運搬費支出
				03	手数料支出

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
				05	広告宣伝費支出
				07	保険料支出
				09	清掃料支出
		19	委託料支出	01	委託料支出
		21	使用料及賃借料支出	01	使用料支出
				03	賃借料支出
		23	負担金支出	01	負担金支出
		27	租税公課費支出	01	租税公課費支出
		91	雑費支出	01	雑費支出
1203	管理費支出	01	報酬支出	01	役員報酬支出
				03	報酬支出
		03	給料等支出	01	給与手当支出
				02	賞与引当金繰入支出
				03	臨時雇賃金支出
		05	退職給付支出	01	退職給付支出
		07	福利厚生費支出	01	法定福利費支出
				03	福利厚生費支出
		09	諸謝金支出	01	諸謝金支出
		11	旅費交通費支出	01	旅費交通費支出
		13	交際費支出	01	交際費支出
		15	需用費支出	01	光熱水費支出
				03	燃料費支出
				05	消耗品費支出
				07	会議費支出
				09	修繕費支出
				11	新聞図書費支出
				13	印刷製本費支出
		17	役務費支出	01	通信運搬費支出
				03	手数料支出
				05	広告宣伝費支出
				07	保険料支出
				09	清掃料支出
		19	委託料支出	01	委託料支出
		21	使用料及賃借料支出	01	使用料支出
				03	賃借料支出
		23	支払負担金支出	01	支払負担金支出
		27	租税公課費支出	01	租税公課費支出
		29	見舞金支出	01	見舞金支出
		91	雑費支出	01	雑費支出
1205	寄付金支出	01	寄付金支出	01	寄付金支出
1211	その他の支出	01	その他の支出	01	その他の支出
1291	他会計への繰入金支出	91	他会計への繰入金支出	91	公益会計への繰入金支出
				93	その他の繰入金支出
2101	基本財産取崩収入	01	(基)定期預金収入	XX	（債権又は預金科目）
		03	(基)普通預金収入		
		05	(基)投資有価証券売却収入		
2103	特定資産取崩収入	01	退職給付積立資産取崩収入		

大科目		中科目		小科目 〔節・細〕	
		03	事故対策積立金取崩収入		
		05	経営安定積立金取崩収入		
		07	事業推進積立金取崩収入		
		09	特定費用準備資金取崩収入		
2105	固定資産売却収入	01	(他)定期預金収入	00	－
		05	構築物売却収入	00	－
		07	什器備品売却収入	00	－
		09	ソフトウェア売却収入	00	－
		11	その他の固定資産売却収入	00	－
2107	投資有価証券売却収入	01	(他)投資有価証券売却収入	00	－
2111	出捐金収入	01	出捐金収入	00	－
2201	基本財産取得支出	01	(基)定期預金支出	00	－
		03	(基)普通預金支出	00	－
		05	(基)投資有価証券取得支出	00	－
2203	特定資産取得支出	01	退職給付積立資産取得支出	00	－
		03	事故対策積立金取得支出	00	－
		05	経営安定積立金取得支出	00	－
		07	事業推進積立金取得支出	00	－
		09	特定費用準備資金積立支出	~~00~~	－
2205	固定資産取得支出	01	(他)定期預金支出	00	－
		05	構築物取得支出	00	－
		07	什器備品購入支出	00	－
		09	ソフトウェア購入支出	00	－
		11	その他の固定資産取得支出	00	－
2207	投資有価証券取得支出	01	(他)投資有価証券取得支出	00	－
3119	長期未収金収入	01	長期未収金収入	00	－
3205	リース債務返済支出	01	リース債務返済支出	00	－
		03	長期リース債務返済支出	00	－
3219	長期未払金支出	01	長期未払金支出	00	－
4201	予備費支出	01	予備費支出	01	予備費支出
4901	当期収支差額	01	当期収支差額	01	当期収支差額
4902	前期繰越収支差額	01	前期繰越収支差額	01	前期繰越収支差額
4903	次期繰越収支差額	01	次期繰越収支差額	01	次期繰越収支差額

財務規程施行規則　別記第２号

収入伝票

伝票日付＿＿＿＿＿＿＿＿　伝票番号＿＿＿＿＿＿＿＿

年度		
会計		
部門		
案件		
操作員名		文書番号

出納責任	事務局長	課長	係長	担当
事業課課長	係長	担当		審査

借方	
科目	金額
口座	関係者 摘要

貸方		
科目	金額	
関係者	事業	
摘要	税区分 財源及び公益区分	
子会計	入出金予定日	予算残
科目	金額	
関係者	事業	
摘要	税区分 財源及び公益区分	
子会計	入出金予定日	予算残
科目	金額	
関係者	事業	
摘要	税区分 財源及び公益区分	
子会計	入出金予定日	予算残
合　計	金額	
備考		

二 次 仕 訳

借方		貸方	
科目 金額 事業		科目 金額 事業	
子会計 財源及び公益区分	予算残	子会計 財源及び公益区分	予算残
科目 金額 事業		科目 金額 事業	
子会計 財源及び公益区分	予算残	子会計 財源及び公益区分	予算残
科目 金額 事業		科目 金額 事業	
子会計 財源及び公益区分	予算残	子会計 財源及び公益区分	予算残

財務規程施行規則　別記第３号

支出伝票

伝票日付＿＿＿＿＿＿＿＿　伝票番号＿＿＿＿＿＿＿＿

年度		
会計		
部門		
案件		
操作員名		文書番号

出納責任	事務局長	課長	係長	担当
事業課課長	係長	担当		審査

貸　　方	
科目	金額
口座	関係者 摘要

借　　方		
科目	金額	
関係者	事業	
摘要 子会計	税区分 財源及び公益区分 入出金予定日	予算残
科目	金額	
関係者	事業	
摘要 子会計	税区分 財源及び公益区分 入出金予定日	予算残
科目	金額	
関係者	事業	
摘要 子会計	税区分 財源及び公益区分 入出金予定日	予算残
合　　計	金額	
備考		

二 次 仕 訳

借　　方		貸　　方	
科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分	予算残	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分	予算残
科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分	予算残	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分	予算残
科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分	予算残	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分	予算残

財務規程施行規則　別記第４号

振替伝票

伝票日付＿＿＿＿＿＿＿＿　伝票番号＿＿＿＿＿＿＿＿

年度		
会計		
部門		
案件		
操作員名		文書番号

出納責任	事務局長	課長	係長	担当
事業課課長	係長	担当		審査

行	借方	貸方
1	科目	科目
	金額	金額
	関係者 摘要 事業 子会計 税区分 財源及び公益区分 入出金予定日　予算残	関係者 摘要 事業 子会計 税区分 財源及び公益区分 入出金予定日　予算残
2	科目	科目
	金額	金額
	関係者 摘要 事業 子会計 税区分 財源及び公益区分 入出金予定日　予算残	関係者 摘要 事業 子会計 税区分 財源及び公益区分 入出金予定日　予算残
3	科目	科目
	金額	金額
	関係者 摘要 事業 子会計 税区分 財源及び公益区分 入出金予定日　予算残	関係者 摘要 事業 子会計 税区分 財源及び公益区分 入出金予定日　予算残
合計	金額	金額
備考		

二　次　仕　訳

行	借方	貸方
1	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分　予算残	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分　予算残
2	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分　予算残	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分　予算残
3	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分　予算残	科目 金額 事業 子会計 財源及び公益区分　予算残

財務規程施行規則　別記第５号

仕　訳　帳

会計名：
事業区分：　　（　　年　　月　　日～　　年　　月　　日）

伝票番号	日付	伝票区分 担当者名	金　額 取引先	摘　要	借　方	貸　方

財務規程施行規則　別記第６号

総　勘　定　元　帳

公益財団法人　世田谷区保健センター

会計名

勘定科目

伝票日付 伝票番号	相　手　科　目 摘　　要	借　方	貸　方	貸借	残　高
	ページ合計 年間累計				

財務規程施行規則　別記第７号

現　金　出　納　帳

日付	摘　　要	受	払	差引残高

財務規程施行規則　別記第８号

預　金　出　納　帳

日付	摘　　要	受	払	差引残高

財務規程施行規則　別記第９号

固　定　資　産　管　理　台　帳

会計：　　自　　年　　月　　日

経理区分：　　至　　年　　月　　日

資産の種類及び内訳	取得年月日	数量	償却方法	耐用年数	償却率	償却月数	取得価格	期首帳簿価格	当期減価償却額	減価償却累計額	期末帳簿価格	摘要

財務規程施行規則　別記第 10 号

基　本　財　産　台　帳

年　月　日現在

預入れ 日付	銘柄名 預金種別	預入先	金額	償還日 満期日	利率	備考

財務規程施行規則　別記第 11 号

領　収　証

様　　令和　年　月　日

金　額 （消費税込）	

但し

〈金額(税抜・税込)〉　　% 対象

円〈消費税額等〉　　円

上記の金額正に領収いたしました。

登録番号　T8010905002256
東京都世田谷区松原6-37-10

公益財団法人　世田谷区保健センター

理事長

窓口担当	確認者

備考　１．本様式は二部複写とする。
　　２．本様式は自主事業に伴う収入金領収に使用する。

（表）

収入
印紙

係　員	係　長	課　長	事務局長	理 事 長	検　査

公財世保 契随 第　　号

契　約　書

１．件　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．契約金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額のうち消費税額相当分

	百万	十万	万	千	百	十	円

１．期　間　　契約の日より　令和　年　月　日まで

１．場　所　　公益財団法人世田谷区保健センター

公益財団法人世田谷区保健センターは、上記事項について、上記金額で契約を履行することについて、理事長を甲とし請負業者を乙として裏面条項により契約を締結する。

令和　年　月　日

甲　東京都世田谷区松原６－３７－１０
公益財団法人世田谷区保健センター
理事長　　㊞

乙

㊞

（裏）

第１条　本契約による履行の方法は別添仕様書によるものとする。
第２条　乙は従業員の業務指導を行い、従業員の行為、身元、風紀、衛生等に関し一切の責任を負うものとする。
第３条　甲は、乙の従業員について契約の履行に著しく不適当と認められるときは、乙に対してその交替を求めることができる。
第４条　乙は指定された期間内の委託が完了したときは、直ちに甲に届け出をし、甲の検査を受けなければならない。
第５条　代金の支払方法は検査合格後次の要領により乙の請求にもとづき支払うものとする。
（１）支払回数　　回
（２）１回に支払う金額　￥
第６条　前条の支払いは乙の請求の日より３０日以内に支払うものとする。
第７条　甲が前条に定める期間内に支払を履行しない場合、乙は支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として、請求することができる。
第８条　天災事変又は甲の都合により乙がこの契約を履行しなかったときは、この分にかかる代金については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
第９条　乙は期間内に履行を完了しないときは、契約金額の年３％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。ただし検査に要した日数はこれを算入しない。なお、履行しなかった理由が真にやむを得ないものと甲が認めたときはこの限りではない。
第10条　乙が次の各号の一に該当する場合において甲は契約を解除することができるものとする。
（１）期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込がないと甲が認めるとき。
（２）本契約又は本契約にもとづく仕様書に違反したとき。
（３）契約解除の申出があったとき。
（４）その他甲が必要と認めたとき。
（５）乙が次のいずれかに該当するとき。
イ．役員等（乙が個人である場合はそのものを、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ．暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ハ．役員等が自己、自社若しくは第三者に不利な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどと認められるとき。
ニ．役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ．役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難すべき関係を有していると認められるとき。
ヘ．下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約により、その相手がイからホまでいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。
ト．乙が、イからホまでのいずれかに該当するものを下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としている場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。
第11条　乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。
（１）前条第１号から第３号及び第５号のいずれかによりこの契約が解除された場合
（２）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合
２．次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。
（１）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
（２）乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
（３）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
第12条　乙はこの契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。
第13条　この契約書に定められていない事項については必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本証書２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

（表）

係　員	係　長	課　長	事務局長	理 事 長	検査受領

公財世保契随 第　　号

物　品　供　給　契　約　書

１．件　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．契約金額

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

上記金額のうち消費税額相当分

	百万	十万	万	千	百	十	円

１．納入期限　　契約の日より　　令和　　年　　月　　日まで

１．納入場所　　公益財団法人世田谷区保健センター

１．支払方法　　検査合格後請求により支払うものとする

上記の物品供給について、発注者と供給者とはおのおのの対等な立場における合意に基づいて、裏面の条項により物品供給契約を締結し信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　発注者　　東京都世田谷区松原６－３７－１０
公益財団法人世田谷区保健センター
理事長　　㊞

乙　供給者　　住所

氏名　　㊞

（裏）

第１条　契約の履行にあたって、履行期限又は期間内にその義務の完全な履行をしなければならない。ただし、日曜日、国民の祝日、年末年始の休暇日はこの日数に算入しない。

２　前項の期限又は期間は、天災事変その他やむを得ない事由によって期限又は期間内に義務を履行することができないときは、その事由を具して期限又は期間の延長の願い出をすることができる。

第２条　納入品は、見本又は別紙設計書、明細書、仕様書、図面等によるものとし、見本その他により品質を指示しないときは、中等以上のものでなければならない。

第３条　乙は物品持込と同時に納品書を提出しなければならない。なお、一旦持込をしたものについては、甲の許可なくしてこれを引き取ってはならない。

第４条　納入物品は、甲の所定の検査に合格したものであって、その検査に要する費用及び検査のために変質、変形又は消耗毀損したものは、すべて乙の負担とする。

２　前項の検査は、支障のない限り持込日より10日以内（休日を除く）に着手するものとして乙は甲の指定の日時及び場所において検査に立会わなければならない。乙が立会わなければ、検査の結果につき異議を申し立てることができない。

第５条　検査の結果不合格品を生じたときは、乙は遅滞なくこれを引き取りさらに納品しなければならない。

２　甲は、前項の不合格品につき特に１回限り相当の日数を指定し手直し又は引換えの期限を与えることがある。

３　乙が提供した履行の目的物にわずかな不備の点があっても使用上支障がないと認めるときは、相当減価の上採用することができる。

第６条　乙が遅滞なく不合格品の引き取り、又は毀損の補修をなさないとき、又は本契約より生ずる義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを執行する。ただし、これがため、乙に損害が生ずることがあっても甲は賠償の責を負わない。

第７条　物品の所有権は、その引渡場所において、検査に合格したとき、乙より甲に移転するものであって、所有権移転前に生じた亡失又は毀損はすべて乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大なる過失によって生じた損害はこの限りではない。

第８条　代金又は契約保証金は、物品完納後乙の請求を受けた日より30日以内（休日を除く）にこれを支払い又は還付する。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでない。

第９条　乙は、物品の品質不良、変質、数量の不足その他の隠れた瑕疵について、別に定める場合を除き、所有権移転の日から１年間、その補修、引換え若しくは補足又は損害賠償の責に任ずる。

第10条　契約期限又は期間を過ぎて、契約者の履行を認める場合においては、第１条第２項の事由による場合を除き、契約金額に年3%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。ただし、履行しなかった理由が真にやむを得ないものと甲が認めたときはこの限りではない。

第11条　前項の延滞違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、これを算入しない。検査が不合格となった場合における、その手直し、補強又は引換えのためにする第１回の指定日数についても同じである。

第12条　甲は、必要があると認めたときは、その契約の全部若しくは一部の解除、内容の変更又は履行の中止をすることができる。

２　前項の履行中止期間が引き続き３月以上に及ぶとき、乙は全部又は一部の契約解除を請求することができる。

３　前２項の場合において甲は乙の請求により30日以内（休日を除く）に既納品の代金を支払い、かつ保証金がある場合は、これを返還しなければならない。

第13条　乙が次の各号の一に該当する場合においては、甲は契約を解除することができるものとする。

⑴　乙が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

⑵　乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当り、不正な行為をしたとき。

⑶　乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、甲の検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

⑷　乙が禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき、又は乙について破産の申立てがあったとき。

⑸　乙が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第３条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者に不利な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難すべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約により、その相手がイからホまでいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。

ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としている場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。

⑹　前条第２項に定める場合のほか、乙の契約解除の願い出があったとき。

⑺　前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

第14条　契約の解除は延滞金の徴収を妨げない。

第15条　本契約により生ずる権利義務は、これを譲渡し又は担保に供することができない。

第16条　この契約に関して、甲乙間に紛争が生じた場合の訴訟の提起、申立等は、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

第17条　甲が第１２条第３項に定める期間内に支払を履行しない場合、乙は支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として、請求することができる。

第18条　この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の証として本証書２通を作成し、甲乙各１通を保管する。

財務規程施行規則　別記第 14 号

（表）

係　員	係　長	課　長		検査受領

収入
印紙

公財世保 契随 第　　号

請　　書

下記契約にあたっては、裏面の契約条項受諾のうえ、相違なく履行いたします。

記

１．件　　名

１．契約金額

	十万	万	千	百	十	円

上記金額のうち消費税額相当分

	万	千	百	十	円

１．契約期間　　契約の日より　令和　　年　　月　　日まで

１．納入場所　　公益財団法人世田谷区保健センター

１．内　　訳

品　　名	規　格	数　量	単位呼称	単　価	金　　額	備　　考
					¥0	
					¥0	
					¥0	
					¥0	
					¥0	
					¥0	
					¥0	

令和　　年　　月　　日

公益財団法人世田谷区保健センター
理　事　長　　様

所　在　地

会　社　名

代表者氏名　　㊞

備考　１．法人は、社名役職氏名を記入し、社印代表者印を押印すること。
２．個人は、商号、氏名を記入し、押印すること。
３．訂正した場合は、訂正印を必ず押印すること。
４．鉛筆その他消えやすいもので書かないこと。

（裏）

契　約　条　項

公益財団法人世田谷区保健センターは表記金額で物品の購入、各種の修繕、工事、委託等を行うため、理事長を甲とし、供給者又は請負業者を乙として、契約する条項は次のとおりである。

第１条　本契約による履行の方法は、見本、仕様書、図面及び内訳書等によるものとし、見本その他により品質を指示されないときは、中等以上のものでなければならない。

第２条　この契約について、仕様書、図面又は契約条項に明示されていない事項であっても契約履行上当然必要なものについては、甲の指示により乙の負担で行わなければならない。

第３条　乙は、表記の期限又は期間内に義務を履行することができなくなったときは、そのつど遅滞なくその事由及び遅延日数等を詳記して、甲に届け出なければならない。この場合において、甲は、届出理由が適当と認めたときは、期限又は期間の延長を承認することができる。

第４条　乙は、契約の履行が完了したときは、甲にその旨申し出をし、甲の指定する日時、及び場所で検査に立会わなければならない。もし立会わないときは、検査の結果について異議を申立てることができない。

第５条　検査に必要な費用及び検査のため変質変形又は消耗損傷したもの並びに検査前に生じた損害はすべて乙の負担とする。

第６条　乙は、物品及び目的物の品質不良、変質、数量の不足、工事箇所の破損、その他隠れた欠陥については、別に定める場合を除き、所有権移転の日又は引渡し完了の日から１年間その補修、引換え若しくは補充又は損害賠償の責任を負わなければならない。

第７条　契約代金は、検査完了後乙の適法な請求書を受けとった日から物品等にあっては30日、工事にあっては40日以内に支払うものとする。

第８条　乙は期間内に履行を完了しないときは、契約金額に年３％の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として支払わなければならない。ただし、検査に要した日数はこれを算入しない。

なお、履行しなかった理由が真にやむを得ないものと甲が認めたときはこの限りではない。

第９条　甲は、必要と認めたときは、乙と協議のうえ契約の全部若しくは一部の解除、内容の変更又は履行の中止をすることができる。

２．乙は、次の各号の一に該当する場合においては、甲と協議のうえ、この契約を解除することができる。

(1) 本条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が２分の１以下に減少することとなるとき。

(2) 本条の規定により、甲が契約の履行を中止させ、又は中止させようとする場合において、その中止期間が３か月以上に及ぶとき、又は契約期間の３分の２以上に及ぶとき。

第10条　乙が次の各号の一に該当する場合において、甲は契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙が禁治産若しくは準禁治産の宣告を受けたとき、又は乙について破産の申立てがあったとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ．役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ．暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下この号に同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ．役員等が自己、自社若しくは第三者に不利な利益を図る目的又は第三者に損額を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどと認められるとき。

ニ．役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ．役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難すべき関係を有していると認められるとき。

ヘ．下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約により、その相手がイからホまでいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約を締結していると認められるとき。

ト．乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としている場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がそれに従わなかったとき。

(6) 前条第２項に定める場合のほか、乙から契約解除の願い出があったとき。

(7) 前各号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

２．乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(1) 前項の規定によりこの契約を解除されたとき。ただし、前項第６号又は第７号の規定に該当する場合はこれを徴収しないことがある。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

３．次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第11条　甲が第７条に定める期間内に支払を履行しない場合、乙は支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として、請求することができる。

第12条　乙は、この契約に関する権利義務を第三者に譲り渡し又は担保に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

第13条　この契約条項に定められていない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

財務規程施行規則　別記第 15 号

合　計　残　高　試　算　表

会計区分　　公益財団法人　世田谷区保健センター

令和　年　月　日から令和　年　月　日まで　　（単位：円）

借　方		勘定科目	貸　方	
残　高	合　計		合　計	残　高

財務規程施行規則　別記第 16 号

決算報告書様式

第１　　事業報告書

第２　　財務諸表及び附属明細書

財務規程施行規則　別記第 17 号

（1）正味財産増減計算書

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（単位：円）

科　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　一般正味財産増減の部			
１．経常増減の部			
（１）経常収益			
経常収益計　　（A）			
（２）経常費用			
事業費			
管理費			
経常費用計　　（B）			
評価損益等調整前当期経常増減額			
基本財産評価損益等			
特定資産評価損益等			
評価損益等計			
当期経常増減額　　（C）			
２．経常外増減の部			
（１）経常外収益			
経常外収益計			
（２）経常外費用			
経常外費用計			
当期経常外増減額			
他会計振替前当期一般正味財産増減額			
他会計振替額			
税引前当期一般正味財産増減額			
法人税等			
当期一般正味財産増減額　　（D）			
一般正味財産期首残高			
一般正味財産期末残高			
Ⅱ　指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額			
指定正味財産期首残高			
指定正味財産期末残高			
Ⅲ　正味財産期末残高　　（E）			

（２）正味財産増減計算書内訳表

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計			収益事業会計			法人会計	合計
	公益１			収益１				
（１）正味財産増減計算書と同じ								

財務規程施行規則　別記第 18 号

１．貸借対照表

（１）貸　借　対　照　表

年　　月　　日現在

（単位：円）

科　目	当年度	前年度	増　減
Ⅰ　資産の部			
１　流動資産			
流動資産合計			
２　固定資産			
（１）基本財産			
基本財産合計			
（２）特定資産			
特定資産合計			
（３）その他固定資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
Ⅱ　負債の部			
１　流動負債			
流動負債合計			
２　固定負債			
固定負債合計			
負債合計			
Ⅲ　正味財産の部			
１　指定正味財産			
指定正味財産合計			
（うち基本財産への充当額）			
（うち特定資産への充当額）			
２　一般正味財産			
（うち基本財産への充当額）			
（うち特定資産への充当額）			
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

（2）貸借対照表内訳表

年　　月　　日現在

（単位：円）

科　目	公益目的事業会計	収益事業会計	法人会計	内部取引消去	合　　計
Ⅰ　資産の部 （1）貸借対照表と同じ					
Ⅱ　負債の部 （1）貸借対照表と同じ					
Ⅲ　正味財産の部 （1）貸借対照表と同じ					

財務規程施行規則　別記第 19 号

財　産　目　録

年　　月　　日現在

（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
Ⅰ　資産の部 1　流動資産			
流動資産合計			
2　固定資産 （1）基本財産			
基本財産合計			
（2）特定資産			
特定資産合計			
（3）その他固定資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
Ⅱ　負債の部 1　流動負債			
流動負債合計			
2　固定負債			
固定負債合計			
負債合計			
正　味　財　産			